

六五

整理室四九六

第一部長 (吉田)
 第二部長 (吉田)
 第三部長 (上原)
 第四部長 (吉田)
 第五部長 (山本)
 次長 (吉田)
 長官 (了)

総務課長 (山本)

了



館



價格等取締規則の一部改正の件
 價格等届出制度を更情に則し重実的に運用するに於て届出
 物品の指定を物價廳及び物價事務局の長に行わせる必要あり

整理廳

裏面白紙

り、また「私的独占の禁止及び公正取引の確保」に関する法律「専業者団体法」及び「CAP」の第一〇八号の趣旨に抵触する箇所を改める必要があるからである。

総
理
廳

裏
面
白
紙

裏面白紙

物價院

總理廳令第 六十二號
（昭和二十三年大藏省令第五十三号）
價格等取締規則の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十月二十二日

内閣總理大臣

吉田 茂

第二條第一項中「地方長官」を「要港地ヲ管轄スル物價廳地方物價事務局ノ長」に改める。

第三條中「地方長官」を「物價廳地方物價事務局ノ長」に改め、

「又ハ此等ノ者ヲ構成員トスル組合其ノ仲之ニ添ズルモノ」を削る。

第四條 ~~本條~~ 削除

第五條中「地方長官」を「物價廳地方物價事務局ノ長又ハ都道府

縣知事」に改める。

第六條中「地方長官」（東京都ニ在リテハ警視廳監）を「物價廳

地方物價事務局ノ長又ハ都道府縣知事」に改める。

第七條 第二條第一項ノ物價院長官ノ職權ハ物價院長官ガ特ニ定メ
 ルトキハ物價院地方物價事務局ノ長之ヲ行フ
 第三條第一項ニ物價院地方物價事務局ノ長トアルハ物價院地方
 物價事務局ノ長ガ特ニ定メタルトキハ都道府縣知事トス
 第三條ノ物價院地方物價事務局ノ長ノ職權ハ物價院地方物價事
 務局ノ長ガ特ニ定メタルトキハ都道府縣知事之ヲ行フ

附則

この命令は、昭和二十三年十一月一日から施行する。

裏面白紙